

平成16年4月14日
監査委員決定

平成16年 例月出納検査実施計画

1 実施方針

平成16年監査基本計画を踏まえ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項に基づく例月出納検査を、以下の方針により実施する。

- (1) 出納長所属各会計については、資金管理計画に基づく資金管理実績に留意して検査を実施する。
- (2) 公営企業各会計については、試算表等の計数の前月比較、前年同月比較を行い、予算の執行状況及び資金の管理状況を把握するとともに、特異な取引に留意して検査を実施する。

2 検査対象箇所

(1) 出納長所属各会計

出納長室、副出納長室及び現金取扱事業所

(2) 公営企業各会計

企業出納員及び特別企業出納員の置かれている本庁、事業所及び現金取扱事業所

3 検査日（平成16年3月分から平成16年11月分）

局 名	対 象 月	実 施 日
出 納 長 室 都 市 整 備 局 病 院 経 営 本 部 中 央 卸 売 市 場 港 湾 局 交 通 局 水 道 局 下 水 道 局	平成16年 3月分	平成16年 4月30日（金）
	平成16年 4月分	平成16年 5月28日（金）
	平成16年 5月分	平成16年 6月28日（月）
	平成16年 6月分	平成16年 7月28日（水）
	平成16年 7月分	平成16年 8月30日（月）
	平成16年 8月分	平成16年 9月28日（火）
	平成16年 9月分	平成16年10月28日（木）
	平成16年10月分	平成16年11月26日（金）
	平成16年11月分	平成16年12月27日（月）